

(一社) 日本身体障害者アーチェリー連盟 倫理・懲戒規程

施行 平成29年4月10日

改正 令和元年10月12日

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本身体障害者アーチェリー連盟（以下「連盟」という。）の競技者、役員及び職員等が、それぞれの責務に反し、連盟の目的、事業執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって連盟に対する社会的な信頼を確保することを目的として定める。

(適用範囲)

第2条 本規程は、以下に定める者に適用する。

- (1) 理事及び監事（以下「役員」という。）
- (2) 連盟が定める各種委員会の委員（以下「委員」という。）
- (3) 職員（以下「職員」という。）
- (4) 協会に登録している正会員、個人、公認審判員、公認指導員等（以下「登録者」という。）

(違反行為)

第3条 前条に定める者は、次の行為（以下「違反行為」という。）を行ってはならない。

- (1) 競技者、指導を受ける者その他の者に対して、身体的暴力、暴言、いじめ、パワーハラスメント行為等を行うこと（暴力・暴言）
- (2) 競技者、指導を受ける者その他の者に対して、指導に必要な範囲を明らかに超えた身体的接触、わいせつ行為や性的な言動、つきまとい行為、交際の強要等を行うこと（わいせつ・セクハラ）
- (3) 競技者、指導を受ける者その他の者に対して、競技力の向上とは明らかに無関係なしごきや罰としての特訓等の不合理な指導を行うこと（不適切な指導）
- (4) 協会のドーピング防止規程に違反し、又は法令で禁止されている薬物を使用・所持等すること（ドーピング・薬物）
- (5) 競技会等の円滑な運営を妨げる行為や施設の不適切な利用等を行うこと（大会運営施設利用不適切行為）
- (6) 補助金、助成金、交付金等の不正受給、不正使用、脱税、協会の財産の横領、不適切な支出等の不正経理、職務に関して不正な利益を供与し、申込み、要求し又は約束すること（不適切経理）
- (7) 職務やその地位を利用して自己の利益を図ること（利益相反行為）
- (8) 反社会的勢力と関係を有すること（反社会的勢力との関係）

- (9) 法令や協会の諸規程または方針に違反すること（法令・規程等違反行為）
- (10) その他協会の名誉と信用を著しく害する行為（品位を汚す行為）

（違反行為に対する処分の種類）

第4条 前条に定める違反行為をした者（以下「違反者」という）は、その内容及び情状に応じて次の各号の懲戒処分を受ける。また、違反者が協会の各役職の複数に該当する場合、それらの処分を併せて実施することができる。

（1）役員及び名誉職に対する処分

- ① 注意：始末書を提出させて、口頭による注意を行い戒める。
- ② 戒告：始末書を提出させて、文書による注意を行い戒める。
- ③ 諭旨退任：諭旨により退任願を提出させるが、これに応じないときは解任する。
- ④ 解任：即時に解任し、各種委員会の委員を含む協会の他の役職への就任資格をなく奪する。

（2）委員に対する処分

- ① 注意：始末書を提出させて、口頭による注意を行い戒める。
- ② 戒告：始末書を提出させて、文書による注意を行い戒める。
- ③ 資格停止：違反者の資格を5年以下の一定期間停止する。
- ④ 資格取消：違反者の資格を取り消す。
- ⑤ その他委員会規程に定める処分。

（3）職員に対する処分

- ① 注意：始末書を提出させて、口頭による注意を行い戒める。
- ② 戒告：始末書を提出させて、文書による注意を行い戒める。
- ③ 出勤停止：一定期間出勤を停止し、当該期間中の報酬又は給与を支払わない。
- ④ 減給：有給の違反者については、その報酬を一定の期間、一定の割合減額する。
- ⑤ 降格：役職を有する違反者については、下位の役職へ移行させる。
- ⑥ 諭旨退職：諭旨により退職願を提出させるが、これに応じないときは解雇する。
- ⑦ 懲戒解雇：即時に免職とする。

（4）登録者に対する処分

- ① 注意：始末書を提出させて、口頭による注意を行い戒める。
- ② 戒告：始末書を提出させて、文書による注意を行い戒める。
- ③ 登録停止：違反者の登録を5年以下の一定期間停止する。
- ④ 除名：違反者を永久に除名する。

2. 違反行為を行った者の違反行為を教唆、幫助した者、監督すべき立場にある者で監督を怠ったと認められる者も処分の対象とする。

3. 処分の種類及び内容は、次の事情を考慮して決定する。

- （1）違反行為の態様（故意か過失か、悪質か、偶然的か計画的か、単独か複数人によ

- るか、主導的か従属的か、単発的か連続的か)
- (2) 違反行為の動機（同情の余地があるか、私欲のためではないか）
 - (3) 違反者の地位・立場、被害者との関係
 - (4) 違反行為により発生した結果の重大性（実害の大小、被害者の多少）
 - (5) 被害者にも責任の一端があるか
 - (6) 被害が回復されたか
 - (7) 違反者に改悛の情がみられるか
 - (8) 違反行為の社会に与えた影響の大小
4. 処分の対象となる者が未成年者である場合、心身の成長の程度、可塑性、監護の状況を考慮して、処分の日から1年以下の期間、その執行を猶予することができる。

（公正の保持）

第5条 懲戒は、公正かつ適正に行わなければならない。

（刑事裁判等との関係）

第6条 処分の対象となる違反行為について、その対象者が刑事裁判その他の協会以外の処分を受けたときまたは受けようとするときであっても、協会は、同一案件について適宜にその違反者を処分することができる。

（懲戒処分と損害賠償）

第7条 違反者が故意または過失によって協会に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。また、懲戒されたことによって損害の賠償責任を免れることはない。

（違反者の処分の解除・復権）

- 第8条 本規程により1年を超える期間の資格停止処分を受けた者は、処分開始日から1年を経過した後、会長に対し、処分解除申請書及び処分の原因と同種の行為を二度と繰り返さない旨の誓約書を提出し、処分の解除を求めることができる。
- 2. 本規程により資格取消処分を受けた者は、処分開始日から3年経過後、会長に対し、復権申請書及び処分の原因と同種の行為を二度と繰り返さない旨の誓約書を提出し、復権を求めることができる。
 - 3. 本規程により登録停止処分を受けた者は、処分開始日から1年経過後、会長に対し、処分解除申請書及び処分の原因と同種の行為を二度と繰り返さない旨の誓約書を提出し、処分の解除を求めることができる。
 - 4. 会長は、倫理委員会に1項ないし3項の書類一式を回付する。
 - 5. 倫理委員会は、1項ないし3項の申請者を聴聞の上、処分解除・復権相当と判断した

場合、その旨を会長に答申する。

6. 会長は、理事会の決議を経て、処分解除・復権を決定する。

(内部通報窓口)

第9条 協会は、違反行為の通報相談を受け付けるため、内部通報窓口を設置する。内部通報窓口に関しては別に定める。

(調査請求)

第10条 会長は、第2条に規定する者が第3条に定める違反行為を行ったおそれがあると認めた場合、倫理委員会に対し、その事案に関する調査・審問を請求する（以下「調査等請求」という）ことができる。

2. 倫理委員会は、前項の調査等請求を受け、別表に定める処分の基準を踏まえて審議の上、処分案を会長に答申するものとする。
3. 倫理委員会は、法務委員会に対し、調査等請求を委託することができ、法務委員会は、調査・審問終了後1か月以内に倫理委員会に対し、書面をもって当該事案の処分案を答申する。
4. 前項の処分案の答申書面には、次の事項を記載するものとする。
 - (1) 調査等請求の対象とされた者（以下「調査等被請求者」という）の表示
 - (2) 処分の内容（処分を不相当とする場合はその旨）
 - (3) 処分の対象となる違反行為にかかる事実
 - (4) 処分ないし処分不相当の理由
 - (5) 調査・審問手続の経過
 - (6) 同種の問題が生じないようにする対応策
5. 違反行為を行ったとされる者が未成年者である場合、倫理委員会及び法務委員会は、当該未成年者の保護者の意見を聞かなければならず、保護者の審問への同席を認めなければならない。
6. 倫理委員会及び法務委員会は、処分の対象となった者に対しては、弁明の機会を与えなければならない。

(第三者委員会)

第11条 倫理委員会は、法務委員会と協議の上、事案に関する調査及び答申について、必要に応じて臨時に設置される第三者による調査委員会に委任することができる。

(処分)

第12条 会長は、倫理委員会の答申を受け、必要と認める場合には懲戒処分を行うものとする。

ただし、次の処分を行おうとするときは、懲戒処分に先立ち理事会の議決を経なければならない。

(1) 役員に対する処分

(2) 資格取消又は除名処分

2. 懲戒処分（処分を行わない場合も含む。）は、会長から処分者に対して書面により通知する。
3. 会長は、違反状態が継続しており、協会もしくは被害者に損害が生じ、または損害が拡大するおそれがある場合には、違反者を一時的に出勤停止、資格停止、登録停止にする等活動を停止（以下「活動停止」という。）させる暫定的処分を行うことができる。暫定的処分を行う場合、原則として倫理委員会の事前承認を得ることを要するが、違反状態の緊急性等の理由により事前承認が困難な場合には、処分後速やかに倫理委員会の承認を得なければならない。
4. 前項の暫定的処分の場合又は違反者が事実上活動停止を余儀なくされた場合、違反者が後に活動停止処分を受けたときは、当該活動停止処分期間に暫定的処分期間を算入することができる。

（法務委員会・倫理委員会の構成員の除斥・忌避・回避等）

- 第13条 第10条に定める調査・審問を行う構成員は、自己または自己と特別の利害関係を有する者に関する事案もしくはそのほか調査ないし審問の公正を疑われるおそれのある事案について除斥される。
2. 調査等被請求者は、調査・審問を行う構成員について調査ないし審問の公正が害される恐れがあると認めるときは忌避の申立をすることができる。法務委員会委員長又は倫理委員会委員長は、同申立に理由があると認めるときは、当該構成員を別の法務委員・倫理委員に代えなければならない。
 3. 前条2項の構成員は、審議の公正を疑われるおそれがあるときは、倫理委員会委員長の承認を得て、その事案から回避することができる。

（不服申立て）

- 第14条 協会の処分に対する不服申立ては、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して行うことができる。

（機密の保持）

- 第15条 法務委員会委員・倫理委員会委員及び懲戒に関する調査・審問に関与した者は、その職務上知り得た秘密を正当な事由なく他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附則

この規程は平成29年4月10日から施行する。

附則

この規程は令和元年10月12日から施行する。